

県単緊急農地防災事業の手引

- 1 県単緊急農地防災事業実施要綱（令和 2 年 7 月 13 日改正）
 - 2 県単緊急農地防災事業の取扱い
 - 3 様式集
 - （1）施行申請書
 - （2）地区概要書
 - （3）土地使用承諾書
 - （4）想定被害額算定調書
 - （5）変更施行協議書・変更理由書
 - （6）実施調書
 - （7）実績調書
 - 4 参考資料
 - （1）県単独公共事業の概要
 - （2）県単独公共事業の区分
 - （3）地方債の実務ガイド（平成 30 年度版）
 - （4）緊急自然災害防災対策事業債における農業水利防災に係る事業の取扱いについて
（令和 2 年 2 月 10 日付け事務連絡）
 - （5）想定被害額算定資料
-

令和 2 年 7 月
長野県 農政部 農地整備課

県単緊急農地防災事業実施要綱

平成29年 3月31日付け28農整第1026号
改正 令和2年 7月13日付け 2農整第429号

(趣旨)

第1 この要綱は、農地の保全及び農業用施設の維持、又は地域住民の生命・財産、公共施設等の安全を確保するため、緊急な必要がある場合に、予算の範囲内で県単緊急農地防災事業を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の範囲)

第2 第1に規定する県単緊急農地防災事業は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 長野県地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、異常な豪雨、融雪、地震等によって必要を生じ、県が緊急に行う応急対策事業であって、国の補助を受けないで行うもの

ただし、災害危険区域内における対象事業は、地すべり（農政部所管）、急傾斜地崩壊（土砂崩壊危険箇所）、ため池、湛水防除とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、農地の保全及び農業用施設の維持のため、知事が特に必要と認めて県が緊急に行う応急対策事業であって、国の補助を受けないで行うもの

(事業実施の申請)

第3 県単緊急農地防災事業は、第2に規定する事業の実施を必要とする地域を区域とする市町村の長の申請に基づいて施行するものとする。

2 前項の規定による市町村長の申請は、当該地域の、土地の所有者及び土地に係る所有権以外の権利を有する者の承諾を得た上で、県単緊急農地防災事業施行申請書（別記様式）を、管轄する地域振興局長を経由して知事に提出して行うものとする。

3 前項の申請書の提出期限は、別に定める。

(事業実施の決定)

第4 知事は、第3に規定する申請書を受理したときは、速やかに、当該事業の実施の可否を決定して、その旨を申請者に通知するものとする。

(施設の帰属)

第5 第2の事業によって造成又は取得した工作物その他の施設は、その地域を区域とする市町村に帰属させるものとする。

(管理の義務)


第6 第5の規定により工作物その他の施設の帰属した市町村は、当該施設を善良に管理しなければならない。

(別記様式)

県単緊急農地防災事業施行申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

市町村長名 

下記の地区について、県単緊急農地防災事業を施行していただきたいので、必要な書類を添えて申請します。

なお、実施決定の上は、県単緊急農地防災事業実施要綱の規定に基づく義務を忠実に遵守します。

記

地区名	
施行箇所	
事業費	円
事業内容	

添付書類

- 1 地区概要書（別紙1）
- 2 位置図
- 3 土地使用承諾書（別紙2）
- 4 写真
- 5 事業費内訳書
- 6 その他必要な資料

(注) 添付書類の3は、市町村が所有する土地については不要

県単緊急農地防災事業の取扱い

1 自然災地区の対象事業

長野県地域防災計画に掲げられている災害危険区域において実施する次の事業

(1) 地すべり

「地すべり危険箇所調書」に掲載されている地すべり危険箇所（地すべり防止区域※及び地すべり危険地）において、発生した地すべり現象に対する応急対策工事

工種例：排土工、土止工、承排水路工、水抜ボーリング工 など

※ 地すべり防止区域（法指定区域）における地すべり防止工事は、原則、県単農地地すべり対策事業で対応

(2) 急傾斜地崩壊

「土砂崩壊危険箇所台帳」に掲載されている箇所において、緊急に実施する応急対策工事

工種例：水路工、土止工、法面工 など

(3) ため池

「ため池データベース」に掲載され、かつ、「ため池カルテ」により管理されている農業用ため池において、豪雨や地震等からため池を保全するために必要な応急対策工事

工種例：堤体工（前刃金、グラウト等）、取水施設工、余水吐工、波除護岸工 など

(4) 湛水防除

湛水防除事業等によりポンプ設備が整備された受益地内において、豪雨等により緊急に必要な応急対策工事

工種例：排水ポンプ工、ゲート工、除塵機工、排水路工、樋管工 など

2 一般地区の取扱い

緊急に事業を実施しなければ、農地・農業用施設、地域住民の生命・財産、公共施設等に被害が発生するおそれのある箇所に限定し、予算の範囲内で特に必要と認めたもの

3 申請時の留意事項

- (1) 事業の必要性及び緊急性について十分検討するとともに、工事内容を精査すること。
- (2) 地域や施設全体についても調査し、できる限り国庫補助事業の実施を検討すること。
- (3) 緊急な工種に限定し、単年度で完了すること。
- (4) 入札差金は、原則引上げとする。ただし、施工において、事業費に変動が生じた場合は、速やかに変更施行協議を行うこと。
- (5) 原則として工事請負費のみとし、用地費、補償費、当該工事発注のための測量設計費等は、申請者が負担すること。

4 申請書類

書類名		留意事項
1	施行申請書	・実施要綱 別記様式
2	地区概要書	・実施要綱 別紙1 ・記入例を参考にして作成
3	位置図	・縮尺 1/25,000 又は 1/50,000 の地形図等を使用 ・ <u>申請箇所、受益地等を記入</u>
4	災害危険区域に関する台帳等の写し★	・地すべり : 地すべり防止区域台帳 地すべり危険地調書 ・急傾斜地崩壊 : 土砂崩壊危険箇所台帳、位置図 ・ため池 : ため池カルテ ・湛水防除 : 湛水防除事業等の完了地区台帳
5	土地使用承諾書	・実施要綱 別紙2 ・施工に必要な土地について、所有者及び所有権以外の権利を有する者の署名・押印 ・ <u>市町村が所有する土地については不要</u>
6	公図写し★	・申請箇所がわかるもの
7	登記事項証明書★	・施工に必要な土地の所有者等がわかるもの ・ <u>現在事項証明書</u> でOK
8	写真	・必要性及び緊急性がわかる写真 ・全景、拡大を数枚
9	想定被害額算定調書★	・参考様式を使用 ・対象数量及び想定被害額を記入
10	被害想定図★	・直接被害の内訳がわかる図面（住宅地図等） ・間接被害は、位置図で把握できるため不要
11	事業費内訳書	・ <u>積算内訳のみ</u> （施行調書、特別仕様書、数量計算書等は不要） ・ <u>A4判 上下2up</u> で両面印刷
12	設計図面★	・平面図、標準断面図等で主要なもの ・ <u>A3又はA4判に縮小</u>

注1) 書類名の★は、その他必要な資料として提出するもの

注2) 書類は、番号順に揃えて、クリップ止めで提出すること（穴をあけない）

5 事業の財源

県単緊急農地防災事業の財源は、起債（地方債）と一般財源の2種類となっている。

原則、起債対象となる自然災地区で実施することとするが、緊急的にやむを得ない事情がある場合は、一般地区で対応する。

区分 (財源)	財政措置等
自然災 (地方債)	<p>(1) 防災対策事業債（自然災害防止事業）</p> <p>ア 対象事業 災害対策基本法に基づく「長野県地域防災計画」に掲げられている「災害危険区域」において、災害の発生防止、災害の拡大防止のために実施する次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり ・急傾斜地崩壊 ・ため池 ・湛水防除 <p>イ 対象外となる事業（自治省地方債課長通知から抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害危険区域以外の地域で実施される事業 (イ) 宅地造成等の人工的な原因に基づく災害の防止事業 (ウ) 単独事業以外の事業、非防災事業、緊急性のないもの (エ) 維持管理費、一般的調査費等 <p>ウ 財政措置 充当率 100%、交付税算入率 28.5～57.0%（財政力補正）</p>
一般 (一般財源)	<p>(2) 緊急自然災害防止対策事業債</p> <p>ア 対象事業 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施する次の事業 （国庫補助事業の要件を満たさないこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利防災（ため池、機場、水路等） ・地すべり ・急傾斜地崩壊 ・湛水防除 <p>イ 財政措置 充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%</p> <p>ウ 事業期間 令和元年度及び令和2年度</p>

県単緊急農地防災事業施行申請書

第 号
令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

下記の地区について、県単緊急農地防災事業を施行していただきたいので、必要な書類を添えて申請します。

なお、実施決定の上は、県単緊急農地防災事業実施要綱の規定に基づく義務を忠実に遵守します。

記

地区名	
施行箇所	
事業費	円
事業内容	

県単緊急農地防災事業 地区概要書

ふりがな 地区名		施行箇所	
区 分	<input type="radio"/> 地すべり <input type="radio"/> 急傾斜崩壊 <input type="radio"/> ため池 <input type="radio"/> 湛水防除 <input type="radio"/> その他（一般）	台帳番号	
事業の必要性・緊急性			標準断面図・構造図等
事業内容			
事業費			
工 期	令和 年 月 ～ 令和 年 月		

土地 使 用 承 諾 書

県単緊急農地防災事業

地区の施行において、下記のとおり土地の使用を承諾します。

記

対象となる地籍	地目	土地使用期間	所有者（権利者）	
			氏名	印
		年 月 日から 年 月 日まで		

<土地使用承諾の条件>

- 1 使用の期間は、事業実施の都合により延期されても異議がないこと。
- 2 事業の施行によっては、協力を惜しまないこと。
- 3 事業実施上必要な土地の形質の変更又は毛上物の伐採若しくは除去に異議がないこと。
- 4 事業実施地域の土地に係る所有権、地上権その他の土地に付随する権利を売却又は譲渡する場合があっても、上記の義務は、買受人又は譲受人にこれを承継させること。

記入例

想定被害額算定調書

地区名： ○○

市町村名： ○○市

1戸当り評価額
20,000千円×被害率
0.865≒17,000千円

1戸当り評価額
20,000千円×被害率
0.499≒10,000千円

直接被害						間接被害	合計
農地	農業用施設	農作物	家屋	公共施設	その他	農作物	
土砂堆積（田）30cm 1.5 ha × 14,000千円 = 21,000千円	水路損壊(BF300) 400 m × 15千円 = 6,000千円	水稻 1.5 ha × 1,300千円 = 1,950千円	全壊 1戸 × 17,000千円 = 17,000千円	県道損壊(W=7.0m) 200 m × 44千円 = 8,800千円	別紙第22号単価表より(下層20cm、上層10cm、表層4cm) 円	水稻（減産） 15 ha × 800千円 = 12,000千円	農作物被害額の58% 1,300千円×0.58≒800千円
土砂堆積（畑）30cm 3 ha × 14,000千円 = 42,000千円	水路損壊(BF500) 400 m × 23千円 = 9,200千円	果樹（りんご） 3 ha × 5,800千円 = 17,400千円	半壊 2戸 × 10,000千円 = 20,000千円	市道損壊(W=4.0m) 250 m × 25千円 = 6,250千円	別紙第23号単価表より(下層20cm、上層10cm、表層4cm) 円	× 千円 = 千円	
別紙第2号単価表より(埋没土掘削、運搬) = 千円	農道損壊(W=3.5m) 300 m × 16千円 = 4,800千円	畑作物（ねぎ） 3 ha × 3,500千円 = 10,500千円	床上浸水 5戸 × 4,700千円 = 23,500千円	公民館損壊（半壊） 1棟 × 40,000千円 = 40,000千円	1棟当り評価額 50,000千円×被害率 0.801≒40,000千円 円	× 千円 = 千円	
別紙第2号単価表より(埋没土掘削、運搬) = 千円	災害総単BF300型より 災害総単BF500型より	単収600kg/10a×単価215円/kg≒1,300千円 単収2200kg/10a×単価264円/kg≒5,800千円 単収1971kg/10a×単価177円/kg≒3,500千円	床下浸水 10戸 × 1,300千円 = 13,000千円	公民館損壊（床上） 1棟 × 15,000千円 = 15,000千円	1棟当り評価額 50,000千円×被害率 0.296≒15,000千円 円	× 千円 = 千円	
× 千円 = 千円	別紙第24号単価表より(上層15cm、表層4cm) × 千円 = 千円		1戸当り評価額 20,000千円×被害率 0.235≒4,700千円 1戸当り評価額 20,000千円×被害率 0.064≒1,300千円	公民館損壊（床下） 1棟 × 3,200千円 = 3,200千円	1棟当り評価額 50,000千円×被害率 0.064≒3,200千円 円	× 千円 = 千円	
計 63,000千円	計 20,000千円	計 29,850千円	計 73,500千円	計 73,250千円	計 千円	計 12,000千円	271,600千円

農作物、家屋、公共施設の被害額算定方法は、治水経済調査マニュアル（案）（令和2年4月）P46～による。

家屋、公共施設（公民館）の評価額は想定値のため適宜修正のこと。

〇〇地農整第 号
令和 年(年) 月 日

農 政 部 長 様

〇〇地域振興局長

県単緊急農地防災事業の変更施行協議について

このことについて、下記のとおり変更が生じたため協議します。

記

1 地区名及び要望額

区分	地区名	市町村名	今回要望額
〇〇	〇〇	〇〇郡 〇〇町	円

2 添付書類

- (1) 変更理由書
- (2) 地区概要書 (変更後)

変 更 理 由 書

1 工 事 名	令和〇〇年度 県単緊急農地防災事業 〇〇地区 〇〇工事	
2 工事箇所名	〇〇郡〇〇町〇〇	
3 契約者名		
4 契約日	令和 年 月 日	
5 工 期	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
6 変 更 理 由 変 更 内 容		
7 契 約 金 額	既 契 約 額 ①	円
	変 更 契 約 予 定 額 ②	円
	増 減 額 ②－①	円
8 割 当 額	既 割 当 額 ③	円
	今 回 要 望 額 ②－③	円

提出日	
-----	--

令和 年度 県単緊急農地防災事業 実施調書

地域振興局

区 分		地区名	市町村名	再配当日	契約年月日	事業内容	事 業 費 (円)				
自然災 ／一般	自然災 の種類						当初割当額 ①	契約額 ②	差額 ①-②	変更割当額 ③	最終契約額 ②+③
				当初 変更	当初 変更						
				当初 変更	当初 変更						
				当初 変更	当初 変更						
				当初 変更	当初 変更						
				当初 変更	当初 変更						
				当初 変更	当初 変更						
				当初 変更	当初 変更						
				当初 変更	当初 変更						
				当初 変更	当初 変更						
計											

注) 1 「区分」欄は、「自然災」又は「一般」を記入し、自然災の場合は、種類を記入する。
 2 「事業内容」欄は、実施した工種、延長、規格等を具体的に記入する。

令和 年度 県単緊急農地防災事業 実績調書

地域振興局

区 分		地区名	市町村名	事業内容	契約年月日	契約額 (円)	契約者名	着手年月日	竣工検査 年 月 日	支 払	
自然災 ／一般	自然災 の種類							竣工年月日		年月日	金額 (円)
計											

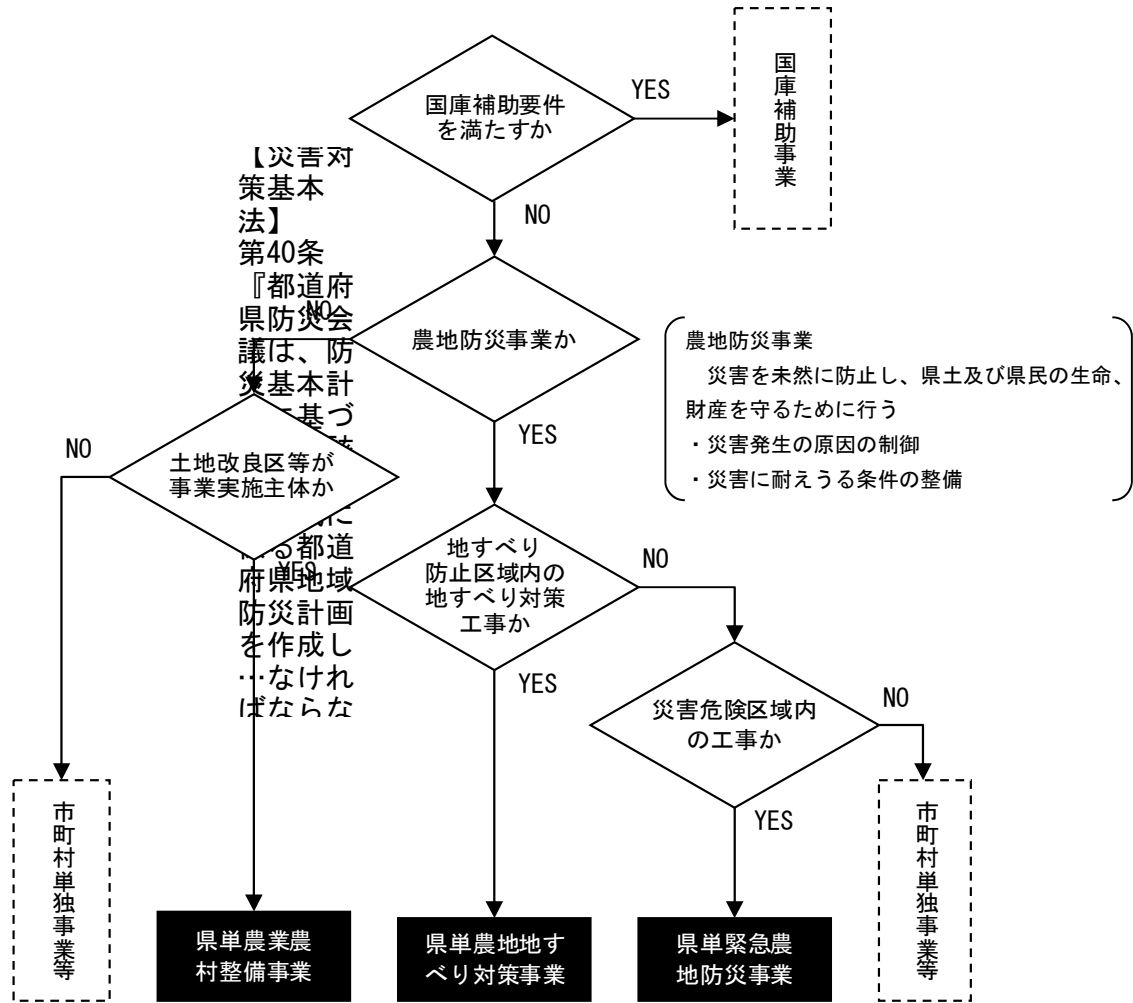
注) 1 「区分」欄は、「自然災」又は「一般」を記入し、自然災の場合は、種類を記入する。

2 「事業内容」欄は、実施した工種、延長、規格等を具体的に記入する。

県単独公共事業の概要

事業の種別	農業農村整備事業	農地防災		
		緊急農地防災事業	農地地すべり対策事業	
事業の趣旨	老朽化が原因で施設の機能が十分発揮されていない水路等について、財政基盤が弱い土地改良区、水利組合等が行う小規模修繕工事に対して補助し、施設の適正な機能維持を図る。	異常な豪雨、融雪、地震等によって必要を生じたため池、山腹水路等において、応急対策工事を行い、農地の保全及び農業用施設の維持、又は地域住民の生命・財産、公共施設等の安全の確保を図る。	県が管理する地すべり防止施設の修繕や保全のための工事及び地すべり発生時の応急対策工事を行い、地すべり災害の発生や拡大の防止を図る。	
事業創設年度	平成10年度再編	昭和44年度	平成21年度	
根拠法令等	【長野県土地改良事業等補助金交付要綱】 第1『農業基盤の整備改善、稲作の転換及び農村生活環境の総合的な整備を図るため…補助金を交付する…』	【災害対策基本法】 第40条『都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し…なければならない。』 【長野県地域防災計画】 『（県は、）風水害に強い県土の形成を図るため…治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。』	【地すべり等防止法】 第7条『地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。』 第27条『地すべり防止工事の施行…に要する費用は、…特別の規定がある場合を除き、…都道府県の負担とする。』	
事業実施主体	土地改良区等	県		
負担割合	県	40%	100%	
	その他	60%	-	
最終予算 <事務費含み> (千円)	H28	71,477	249,914	56,666
	H29	71,477	235,276	56,666
	H30	71,477	202,404	56,666
	R01	71,477	288,757	56,666
	R02	71,477	166,391	52,222
地方財政措置	-	防災対策事業債 (自然災害防止事業) 充当率100%×交付税算入率28.5%~57% (一部非適債)	防災対策事業債 (自然災害防止事業) 充当率100%×交付税算入率28.5%~57%	
事業実施要件など	■国の補助が得られない、又は防災上急施を要するもの ■受益面積がおおむね5ヘクタール以上（特別農山村等においては3ヘクタール以上）の農業用排水施設整備等	■長野県地域防災計画に掲げられている「災害危険区域」（別表2）において実施する応急対策工事 ■その他特に必要と認める応急対策工事	■地すべり防止施設の修繕・保全又は地すべり拡大防止のための応急対策工事 ■農政部が管理する地すべり防止区域内の工事又は指定することを予定している区域の調査	
事業の申請者	土地改良区等	市町村長	(県の判断で実施)	
備考			【地すべり】 特定の地質条件のもとで、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象。土砂崩れとは異なる。(別表1)	

県単独公共事業の区分



(別表1) 地すべりと土砂崩れの違い

	地すべり	土砂崩れ
地質	特定の地質の所に多く発生	地質との関係は少ない
土質	主として粘性土	砂質土でも起こる
地形	緩傾斜地に多く発生	20°以上の急傾斜で多い
活動状況	継続性、再発性、時間依存性大	突発性あり、時間依存性小
移動速度	一般に速度小(～10mm/日)	速度はきわめて大きい
土塊	土塊の乱れ小	土塊は攪拌される
誘因	地下水の影響大	降雨(雨量強度の影響大)
規模	1～100ha程度	面積的規模は小
特徴	大きく変動する前に亀裂、陥没等の予兆がある	発生前の兆候がない

(別表2) 災害危険区域(農政部関係)

地すべり危険箇所	320箇所
土砂崩壊危険箇所	1,709箇所
ため池	1,753箇所
湛水防除	32機場

地方債の実務ガイド



平成30年度版

(公財)長野県市町村振興協会／発行
長野県企画振興部市町村課／編集

11 防災対策事業

1 事業概要

地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設及び公用施設の耐震化事業並びに自然災害を未然に防止するために行う事業を対象とする。

2 対象事業

	対 象 事 業
防 災 基 盤 整 備 事 業	<p>【消防防災施設整備事業】 防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で他の地域防災計画との整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には次の施設の整備に関する事業を対象とする。</p> <p>(1) 防災拠点施設（地域防災センター等） 災害時に、自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設</p> <p>(2) 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地 夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設</p> <p>(3) 非常用電源 災害発生時に当該施設の機能を維持するために整備する非常用電源の設置、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）に要する経費</p> <p>(4) 緊急時に避難又は退避するための施設（活動火山対策避難施設等）</p> <p>(5) 避難路・避難階段 災害時において、避難するために特に必要な道路（避難経路や緊急車両の進入経路等として確保しなければならないもの）や階段の新設・改良等 ※ 一般的な道路の防災工事は、防災対策事業（自然災害防止事業）、地方道路等整備事業などの対象となる。</p> <p>(6) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所」という。）において防災機能を強化するための施設 夜間照明、避難のための屋上階段、天井に設置されている設備の落下防止対策など避難者の安全性向上のために必要な改修等</p> <p>(7) 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設 避難者のためのトイレ・シャワー・空調設備・Wi-Fi・バリアフリー化に係る施設、避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、避難者が生活するために必要な施設</p> <p>(8) 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設（緊急消防援助隊が長期かつ広範囲に活動するにあたって必要な各種施設） ①燃料貯蔵施設、②活動資機材保管施設、③ヘリコプター離着陸場 等</p> <p>(9) 緊急消防援助隊の編成に必要な施設（緊急消防援助隊を編成し広域応援を行うのに必要な施設） ①消防艇、②テロ対策用特殊救助資機材、③海水利用型消防水利システム 等</p> <p>(10) 消防団に整備される施設 ①指揮広報車、②消防ポンプ自動車、③消防団情報伝達システム、④消防団拠点施設 等</p> <p>(11) 消防水利施設</p> <p>(12) 初期消火資機材 ※ 消防水利施設及び初期消火資機材を整備する場合における地域防災計画との整合性については、整備の必要性や地域の実情に応じた計画的な配置とともに、自主防災組織の育成や活動（消火訓練や資機材の点検等）に関する内容が求められる。</p> <p>(13) 消防本部又は消防署に整備される施設 ①電源車、②特殊災害対応自動車、 ③消防ポンプ自動車（水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車含む。）、 ④はしご付消防ポンプ自動車、⑤高規格救急自動車、⑥救助工作車、⑦指揮車 ※ 消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される車両が対象となる。</p> <p>(14) 消防防災情報通信施設（災害発生情報や防災に関する情報を広く伝えるための通信施設等） ①消防救急無線、②防災行政無線、③全国瞬時警報システム（J-ALERT）、 ④高機能消防指令センター、 ⑤防災情報システム（河川水位情報やドローンからの映像等の情報に関係機関や避難所に送り、警報等と呼びかけるシステムや、被災者関連機能（被災者台帳管理、罹災証明書発行、建物被害調査、仮設住宅管理、義援金交付）、避難所関連機能（避難所のニーズ把握、避難所運営、備蓄物資・救援物資管理）、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能、職員参集連絡機能等を有するシステム）、</p>

対象事業	
防災基盤整備事業	<p>⑥要援護者緊急通報システム、⑦震度計・自動震度警報装置、 ⑧災害時オペレーションシステム（災害対策本部や消防本部等に設置する、ヘリテレ、ドローン及び地上設置カメラによる画像等をリアルタイムで大型スクリーンに表示し、同時に関係機関間で共有する機能等を有するシステム）等</p> <p>(15) 都道府県が平成 32 年度までに整備する実施的訓練設備（模擬消火訓練装置（ATF）及び実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング））</p> <p>【消防広域化及び消防の連携・協力関連事業】 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成 18 年消防庁告示第 33 号）に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」（平成 29 年 4 月 1 日付け消防第 59 号消防庁長官通知）に基づき、消防の連携・協力をを行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業であり、具体的には次の事業を対象とする。</p> <p>(16) 広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）及び広域消防運営計画等において再配置が必要であると位置付けられた消防署所等の新築</p> <p>(17) 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備</p> <p>(18) 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築</p> <p>(19) 連携・協力計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター及び消防用車両等の整備</p>
公共施設及び公用施設の耐震化事業	<p>大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画、耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化であり、具体的には次の施設を対象とする。</p> <p>(1) 指定避難所とされている学校等の公共施設及び公用施設</p> <p>(2) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（災害時に災害対策本部が設けられる庁舎や消防庁舎など、発災時に災害対策の拠点となる施設のこと）</p> <p>(3) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む）</p> <p>(4) 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設（児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設を除いた施設の整備事業）</p> <p>(5) 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園、特別支援学校及び認定子ども園（学校法人が実施する指定避難所以外の施設については、国庫補助と併せて地方公共団体が助成する場合に限り、事業費の6分の1以内の額を対象とするものであること。）</p> <p>(6) 地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び指定避難所（1 s 値 0.3 未満）であって、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設</p> <p>※1 対象となる建築物は、原則として、非木造の2階以上又は延床面積 200 m²超の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの（昭和 56 年 6 月の建築基準法改正以前に着工した旧耐震基準の建築物）が対象となる。</p> <p>※2 原則として、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があるため、全部改築することがやむを得ないと認められるもの（1 s 値 0.6 未満であって、耐震補強を行ったとしても所要の耐震性を確保できない場合や、耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコストが全部改築した場合のトータルコストを上回ることが明らかな場合） また、移転を伴う全部改築でも、耐震化のために必要な移転であれば、用地費も含めて対象となる。</p> <p>※3 平成 25 年度の「建築基準法施行令」及び関連省令の一部改正により、既存不適格建築物の増改築における緩和要件に追加された天井落下防止対策事業（6m以上の高さにある 200 m²以上の吊り天井）</p> <p>※4 耐震補強のほか、制震化、免震化に要する経費も対象となる。非構造部材についても、耐震診断を行った結果、耐震補強工事が必要とされたものについては対象となる。</p>
自然災害防止事業	<p>災害対策基本法に基づく「地域防災計画」に掲げられている「災害危険区域」において災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために地方単独事業として実施する次の事業を対象とする。</p> <p>①治山、②砂防、③地すべり、④河川、⑤林地崩壊、⑥急傾斜地崩壊、⑦ため池、⑧小規模山地崩壊、⑨湛水防除、⑩特殊土壌、⑪道路防災、⑫林道防災、⑬地盤沈下対策、 ⑭豪雪地域市町村が実施する関連防雪施設（雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設、なだれ防止施設のうち、事業効果及び利用効率の高いものに限る。）</p>

3 充当率及び交付税措置

【防災基盤整備事業】

充当率 75%	一般財源 25%
うち交付税算入率 30%	

【防災基盤整備事業（デジタル化関連事業等）】

充当率 90%	一般財源 10%
うち交付税算入率 50%	

【公共施設等耐震化事業】

充当率 90%	一般財源 10%
うち交付税算入率 50%*	

【自然災害防止事業】

充当率 100%
うち交付税算入率 28.5~57.0%

※ 地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所（Is値0.3未満）であって、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設の耐震改修事業については、その元利償還金の3分の2に相当する額。

4 資金区分

地方公共団体金融機構資金、市場公募資金、銀行等引受資金、財政融資資金*

※ 自然災害防止事業に限る。

5 留意事項

(1) 防災基盤整備事業について

- ① 地域防災計画等との整合性を図りつつ、地方公共団体が地域の防災機能の向上等を目的として計画的に行う防災基盤の整備事業であること。
- ② 次に掲げる事業については、デジタル化関連事業等となる。
 - ア (1) のうち火災防ぎょ計画（「市町村消防計画の基準」（昭和41年2月17日消防庁告示第1号）第3条第4項に定める災害の防ぎょに関する計画）に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域において、消防水利重点整備計画（「消防水利の整備促進強化について」（平成29年11月24日付け消防消第272号）により、段階的に数値目標を設けて整備の具現化を図るための計画）に基づいて実施される消防水利施設の整備事業
 - イ (14) のうち消防行政無線整備事業（デジタル方式で整備するものに限る。）
 - ウ (16) のうち高機能消防指令センター
 - エ (17) 及び (19)
- ③ デジタル防災行政無線の戸別受信機を整備する場合、屋外スピーカー等と一体で整備する場合については起債の対象となる。
- ④ 既存の防災情報システムの機能拡充に伴うソフトウェアの追加に要する経費については、サーバーの設置等と一体的に行う場合は対象となる。
- ⑤ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi等）の整備において、普通教室については、「普通教室の空調整備は、授業の再開に伴い、学校運営上、避難者の移動・明け渡しが必要となるため、長期間避難者を収容するスペースとして使用するものではないこと」及び「教育環境の改善の観点から整備するべきものであり、学校施

設環境改善交付金や学校教育施設等整備事業債により整備すべきであること」から起債の対象とならない。

なお、特別教室についても、基本的には普通教室と同様の考え方だが、避難所としての学校施設利用計画などにおいて開放スペースとしてあらかじめ位置付けられるなど、長期間の避難所スペースとしての活用が見込まれる場合には、対象となる可能性がある。

- ⑥ Wi-Fi の整備については、制御・監視装置（例：運用管理用サーバやシステム等）、電源設備（例：蓄電池、無停電電源装置等）、伝送路設備（例：光ファイバーケーブル、引込線等）のいずれかの建設事業とともに整備する場合に対象となる。

(2) 公共施設等の耐震化事業について

- ① 指定避難所とされている学校施設の耐震化については、地方公共団体が実施する場合だけでなく、学校法人が実施する耐震化に対して地方公共団体が助成する場合も対象となる。
- ② 社会福祉法人が実施する保育所等の耐震化に対して地方公共団体が助成する場合も対象となる。

(3) 自然災害防止事業について

- ① 宅地造成等に係る人工的な原因に基づく災害の防止事業、災害防止のための維持管理に属する事業、災害応急対策のための事業（備蓄倉庫、給水施設）、建築物の補強工事、その他地溝公共団体の管理に属さない事業等は原則として対象とならない。
- ② 県単独事業に対する市町村負担金及び、市町村に対する都道府県補助金についても起債の対象となる。

事務連絡
令和2年2月10日

各地方農政局農村振興部設計課
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

御中

農林水産省農村振興局設計課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
農業水利防災に係る事業の取扱いについて（周知）

平成31年度地方債同意等基準（平成31年総務省告示第173号）等に定めるとおり、地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、災害の発生予防・拡大防止に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業債を創設したところです。

本事業債のうち、農業水利防災に係る事業（以下「本事業」という。）については、農林水産省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）及び一部事務組合に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

① 農業水利防災

農業水利施設（ため池、機場、水路等）及び同施設に係る安全対策のための施設

② 地すべり

地すべり防止施設、その他地すべりを防止するための施設

③ 急傾斜地崩壊、特殊土壌

急傾斜地帯若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯における排水施設、防風施設、土留工、その他農用地の侵食、崩壊を防止するための施設

④ 湛水防除

排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水路、堤防、排水管理に必要な施設、その他湛水被害を防止するための施設

⑤ 地盤沈下対策

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域における農業用排水施設、農道及びこれらに関連する施設

⑥ 農道防災

農道（橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等）

(2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（国庫補助事業の要件を満たさない事業を対象）。

(国庫補助事業の要件を満たさない事業の例)

① 農業水利防災

- ・ 農業水利施設については、受益面積がおおむね 20ha 未満（ため池はおおむね 2ha 未満）であること（ため池にあつては、受益面積に関わらず、災害のおそれのあるため池で、農業用途を廃止して他用途（公共の用に供するものに限る）へ利用することを目的としたため池の改修、近傍の人家や公共施設等の災害の発生予防・拡大防止のために行うため池の改修で受益者数が農業者 2 者未満であるものを含む。）。
- ・ 農業水利施設に係る安全対策のための施設（転落防護柵等）については、総事業費が 200 万円未満であること

② 地すべり

総事業費が 7,000 万円未満（地すべり防止施設対策事業長寿命化対策については、800 万円未満）であること。

③ 急傾斜地崩壊、特殊土壌

受益面積がおおむね 10ha 未満であること。

④ 湛水防除

次のいずれかに該当するものであること。

ア 受益面積がおおむね 30ha 未満であること。

イ 総事業費がおおむね 5,000 万円未満であること。

⑤ 地盤沈下対策

受益面積がおおむね 20ha 未満であること。

⑥ 農道防災

次のいずれにも該当するものであること。

ア 総事業費がおおむね 800 万円未満であること。

イ 防災受益面積がおおむね 30ha 未満の農道であること。

(3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和元年度及び令和 2 年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

(1) 地方公共団体は、緊急自然災害防止対策事業計画（農業水利防災に係る事業分）を、農林水産省（北海道にあっては農林水産本省、沖縄県にあっては沖縄総合事務局、その他は地方農政局とする。以下同じ。）に提出する。

(2) 農林水産省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。

(3) 農林水産省は、（2）の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。

(4) 地方公共団体は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても 1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。

(5) 市町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

<事業の実施に関する事>

農林水産省農村振興局整備部設計課 花田、古川

TEL:03-3595-6338

<事業債の制度に関する事>

総務省自治財政局地方債課 植村、川島

TEL:03-5253-5629

第 2 号 単 価 表

単価名称		土砂埋没復旧 (0.3m程度の埋没)		1 ha 当り算出	単位当り金額	24,934,000	円
名称	補助名称	数量	単位	単価	金額	算 出 式	
埋没土掘削	BH掘削	2,500	m ³	891	2,227,500	10,000m ² ×0.25m	
埋没土掘削	入力	500	m ³	4,810	2,405,000	10,000m ² ×0.05m	
残土搬出	4tダンプトラック	2,500	m ³	1,043	2,607,500		
残土搬出	2tダンプトラック	500	m ³	1,807	903,500		
表土掘削	BH掘削	1,000	m³	1,011	1,011,000	10,000m²×0.10m (土砂埋没により腐敗となった表土)	
表土搬出	4tダンプトラック	1,000	m ³	1,043	1,043,000		
残土整地	BD整地	4,000	m ³	99	396,000	2500 + 500 + 1000	
表土積込	BH掘削	1,100	m ³	1,011	1,112,100	10,000m ² ×0.10m×1.1 (土砂埋没により腐敗となった表土分)	
表土運搬	4tダンプトラック	1,100	m ³	1,489	1,637,900		
表土まきだし	BHまきだし	1,100	m ³	891	980,100		
表土締め固め	BD転圧	1,000	m ³	158	158,000		
耕起		1	ha	185,300	185,300		
直接工事費計					14,666,900	8,143,500	
諸経費		70.00	%		10,266,830	5,700,450	
合計		1.00	ha		24,933,730	13,843,950	
単位当金額		1.00	ha	≒	24,934,000	14,000,000	

第 22 号 単 価 表

単価名称		県道復旧 (W=7.00m)			100 m 当り算出	単位当り金額	44,000	円
名称	補助名称	数量	単位	単価	金額	算 出 式		
不陸整正		700.0	m ²	110	77,000	100m×7m=700m ²		
下層路盤工	RC-40 t=20cm	700.0	m ²	1,036	725,200			
上層路盤工	M-25 t=10cm	700.0	m ²	688	481,600			
表層工	再生密粒度(20F) t=4cm	700.0	m ²	1,518	1,062,600			
掘削		238.0	m ³	268	63,784	100m×7m×0.34=238m ³		
残土運搬		238.0	m ³	549	130,662			
残土整地	BD整地	238.0	m ³	99	23,562			
直接工事費計					2,564,408			
諸経費		70.00	%		1,795,086			
合計		100.00	m		4,359,494			
単位当金額	全壊単価	1.00	m	=	44,000			
	半壊単価	1.00	m	÷2=	22,000			

第 23 号 単 価 表

単価名称		市道復旧 (W=4.00m)		100 m 当り算出		単位当り金額	25,000	円
名称	補助名称	数量	単位	単価	金額	算 出 式		
不陸 整 正		400.0	m ²	110	44,000	100m×4m=400m ²		
下層路盤工	RC-40 t=20cm	400.0	m ²	1,036	414,400			
上層路盤工	M-25 t=10cm	400.0	m ²	688	275,200			
表 層 工	再生密粒度 (20F) t=4cm	400.0	m ²	1,518	607,200			
掘 削		136.0	m ³	268	36,448	100m×4m×0.34=136m ³		
残土運搬		136.0	m ³	549	74,664			
残土整地	BD整地	136.0	m ³	99	13,464			
直接工事費計					1,465,376			
諸経費		70.00	%		1,025,763			
合計		100.00	m		2,491,139			
単位当金額	全壊単価	1.00	m	≒	25,000			
	半壊単価	1.00	m	÷2=	12,500			

第 24 号 単 価 表

単価名称		市道復旧 (W=3.50m)		100 m 当り算出		単位当り金額	16,000	円
名称	補助名称	数量	単位	単価	金額	算 出 式		
不陸整正		350.0	m ²	110	38,500	100m×3.5m=350m ²		
上層路盤工	M-40 t=15cm	350.0	m ²	861	301,350			
表層工	再生密粒度(20F) t=4cm	350.0	m ²	1,518	531,300			
掘削		66.5	m ³	268	17,822	100m×3.5m×0.19=66.5m ³		
残土運搬		66.5	m ³	549	36,508			
残土整地	BD整地	66.5	m ³	99	6,583			
直接工事費計					932,063			
諸経費		70.00	%		652,444			
合計		100.00	m		1,584,507			
単価当金額	全壊単価	1.00	m	=	16,000			
	半壊単価	1.00	m	÷2=	8,000			

作目 1 水稲移植 (個人7ha)

1 設定条件

(1) 適応地域	標高700m以下
(2) 栽培条件	中型機械体系
(3) 経営類型	水田経営(水稲+小麦+大豆)
(4) 作目の組み合わせと規模	水稲移植(主食用) 700 a
	小麦 460 a
	大豆 460 a
	延べ作付面積 1,620 a
	経営面積 1,160 a
(5) 労働力	家族 2.5 人

2 経済性(10a当たり)

区分	項目	金額(円)
経 営 費	種苗費	1,366
	肥料費	15,963
	農薬費	6,630
	諸材料費	2,156
	光熱・動力費	4,020
	小農具費	200
	修繕費	6,733
	土地改良・水利費	2,500
	賃借料・料金	21,311
	償 建物・構築物	4,148
	却 農機具・車両	29,485
	費 植物・動物	
	小作料	7,400
	共済掛金	164
	支払利息	1,286
	雇用労賃	0
	雑費	1,000
小計	104,362	
流通経費	16,554	
合計	120,916	
収 入	生産物収量 kg	609
	平均単価	250
益	主産物収益	152,250
	副産物収益	
	粗収益	152,250
	農業所得	31,334
	1時間当たり農業所得	2,374
	農業所得率 %	20.6

※平均単価は農水省発表の長野コシヒカリ1等玄米H20~26年産相対取引価格のうち7中5の価格。

※米の直接支払い交付金は平成29年度までが対象のため、除外した。

3 経営費及び流通経費の算出基礎(10a当たり)

区分	品目名	単位	単価	使用量	年数	金額
種 苗 費	種子	kg	488	2.8	1	1,366
	小計					1,366
肥 料 費	水稲アンタッチS100M	20kg	2,768	3	1	8,304
	ケイカル(粒)	20kg	653	7.5	1	4,898
	床土(基肥入り)	20L	642	4.3	1	2,761
	小計					15,963
農 薬 費	パッチルX1キロ粒剤(10kg袋)	10kg	26,611	0.1	1	2,661
	フローアップ1キロ粒剤	1kg	3,089	0.3	1	927
	ルチンアドスピン粒剤(10kg袋)	10kg	30,424	0.1	1	3,042
	小計					6,630
諸 材 料 費	育苗資材・紙袋等	セット	2,156	1	1	2,156
	小計					2,156
光 熱 動 力 費	燈油	L	106	24	1	2,544
	ガソリン	L	128	2.53	1	324
	オイル	L	712	1	1	712
	電気	kwh	22	20	1	440
小計					4,020	
小 農 具 費	刈払機ほか小農具	セット	200	1	1	200
	小計					200
修 繕 費	建物・構築物修繕費		49,249	0.01		492
	農機具・車両修繕費		208,019	0.03		6,241
小計					6,733	
賃 借 料 ・ 料 金 そ の 他	乾燥調製料金	60kg	2,110	10.1	1	21,311
	小計					21,311
流 通 経 費	小作料(借地率74%)	10a	10,000	0.74	1	7,400
	小計					7,400
流 通 経 費	流通経費	60kg	1,639	10.1	1	16,554
	小計					16,554

作目 8 ふじ(普通)

1 設定条件

(1)適応地域	県下全域
(2)栽培条件	無袋
(3)経営類型	果樹専業 りんご専作
(4)作目の組み合わせと規模	
ふじ(普通)	80 a
つがる(新わい化)	30 a
秋映(新わい化)	30 a
シナノスイド(新わい化)	30 a
シナノゴールド(新わい化)	30 a
延べ作付面積	200 a
経営面積	200 a
(5)労働力	家族 2.5 人

2 経済性(10a当たり)

区分	項目	金額(円)
経 営 費	種苗費	0
	肥料費	7,506
	農薬費	77,295
	諸材料費	15,010
	光熱・動力費	18,380
	小農具費	10,116
	修繕費	29,038
	土地改良・水利費	5,000
	賃借料・料金	
	償 建物・構築物	87,021
	却 農機具・車両	78,447
	費 植物・動物	33,104
	小作料	
	共済掛金	15,900
	支払利息	9,346
	雇用労賃※	6,045
	雑費	1,000
小計	393,208	
流通経費	428,400	
合 計	821,608	
収 益	生産物収量 kg	4,000
	平均単価	321
	主産物収益	1,284,000
	副産物収益	
粗収益	1,284,000	
農業所得	462,392	
1時間当たり農業所得	1,778	
農業所得率 %	36.0	

※雇用労賃は、りんご専作経営全体に必要な金額を試算して計上した。

3 経営費及び流通経費の算出基礎(10a当たり)

区分	品目名	単位	単価	使用量	年数	金額
種 苗 費	(苗木代は資本装備の植物を含む)				1	0
	小 計				1	0
肥 料 費	BB果樹1号	20kg	1,706	3.750	1	6,398
	尿素	20kg	1,471	0.325	1	478
	炭苦土(粉)	20kg	315	2.000	1	630
	小 計				1	7,506
農 薬 費	殺菌剤16剤		32,040	1.000	1	32,040
	殺菌剤13剤		24,653	1.000	1	24,653
	オマイト水和剤	1340g	3,672	0.500	1	1,836
	ダニゲッターフロアブル	250ml	4,860	1.000	1	4,860
	ダニサラバフロアブル	500ml	5,227	1.000	1	5,227
	展着剤(グラミンS)	5%	4,763	0.064	1	302
	バスタ液剤	5%	17,302	0.050	1	865
	ラウンドアップマックスロード	5.5%	11,750	0.045	1	534
	トップジンMペースト	1kg	2,192	2.000	1	4,384
	石灰硫黄合剤(摘花剤)	18kg	1,987	0.333	1	662
	シロデナホン水(摘果剤)	1200g	1,307	0.750	1	980
	展着剤(ニーズ)	500ml	1,058	0.900	1	952
	詳細別ファイル				1	
	小 計				1	77,295
諸 材 料 費	支柱(2.5m)		950	70	5	13,300
	誘引ひも		1,710	1	1	1,710
	小 計				1	15,010
光 熱 動 力 費	ガソリン	1L	128	40	1	5,120
	オイル	1L	712	5	1	3,560
	軽油	1L	106	50	1	5,300
	電気料	1kwh	22	200	1	4,400
	小 計				1	18,380
小 農 具 費	脚立	脚	13,597	0.3	5	816
	コンテナ	個	780	50	5	7,800
	その他小農具	セット	1,500	1	1	1,500
小 計				1	10,116	
修 繕 費	建物・構築物修繕費		1,352,000	0.01		13,520
	農機具・車両修繕費		517,250	0.03		15,518
小 計					29,038	
そ の 他					1	
	小 計				1	0
流 通 経 費	出荷用資材	箱(10kg)	200	400	1	80,000
	出荷経費	箱(10kg)	350	400	1	140,000
	運賃	箱(10kg)	200	400	1	80,000
	販売手数料		10%	1,284,000	1	128,400
小 計				1	428,400	

作目 37|ネギ

1 設定条件

(1)適応地域	温暖地、寒冷地	
(2)栽培条件	早春蒔き(ハウス育苗)	
(3)経営類型	野菜複合経営	
(4)作目の組み合わせと規模	ねぎ面積	50 a
	他野菜延べ面積	200 a
		a
	延べ作付面積	250 a
	経営面積	180 a
(5)労働力	家族	2.5 人

2 経済性(10a当たり)

区分	項目	金額(円)
経 営 費	種苗費	35,567
	肥料費	43,234
	農薬費	38,837
	諸材料費	45,347
	光熱・動力費	15,520
	小農具費	8,313
	修繕費	26,586
	土地改良・水利費	1,000
	賃借料・料金	
	償 建物・構築物	7,300
	却 農機具・車両	124,369
	費 植物・動物	0
	小作料	
	共済掛金	
	支払利息	48,424
雇用労賃		
雑費	1,000	
小計	395,497	
流通経費	271,914	
合 計	667,411	
収 益	生産物収量 kg	3,000
	平均単価	314
	主産物収益	942,000
	副産物収益	
	粗収益	942,000
農業所得	274,589	
1時間当たり農業所得	929	
農業所得率 %	29.1	

設計ポイントと利用上の留意事項
 ①早春蒔きハウス育苗で設定したが、この他に秋まき地床育苗がある。
 ②収穫調整作業は、共同で行う場合もある。

3 経営費及び流通経費の算出基礎(10a当たり)

区分	品目名	単位	単価	使用量	件数	金額
種 苗 費	コート種子	6000粒	5,081	7	1	35,567
	小 計					35,567
肥 料 費	BBLP4-286	20kg	2,346	3	1	7,038
	BBN30	20kg	1,912	6	1	11,472
	BM重焼燐	20kg	2,867	2	1	5,734
	炭酸苦土石灰	20kg	399	10	1	3,990
	堆肥	1t	5,000	3	1	15,000
小 計						43,234
農 薬 費	ロックス	300g	2,214	0.5	1	1,107
	バスタ液剤	500ml	2,257	1	1	2,257
	ダイアジノン粒剤5	3kg	1,609	2	1	3,218
	コテツフロアブル	500ml	10,660	0.3	1	3,198
	アクトラ顆粒水溶剤	500g	4,590	0.6	1	2,754
	スピノユース顆粒水和	100g	4,720	1.2	1	5,664
	アフーム乳剤	500ml	11,189	0.3	1	3,357
	マラソン乳剤	500ml	1,102	0.6	1	661
	リーファード顆粒水和剤	500ml	3,564	0.4	1	1,426
	ディアナSC	100ml	3,175	1.2	1	3,810
	テーク水和剤	500g	6,953	0.6	1	4,172
	アミスター20フロアブル	250ml	4,277	0.6	1	2,566
	フェスティバルC水和剤	500g	2,441	0.6	1	1,465
	サブロール乳剤	500ml	5,303	0.6	1	3,182
小 計						38,837
諸 材 料 費	運結紙筒	枚	168	80	1	13,440
	育苗用敷き紙	枚	15	80	1	1,200
	アンダートレイ	枚	230	80	5	3,680
	専用培土	30L	2,079	13	1	27,027
	小 計					
光 熱 ・ 動 力 費	ガソリン		128	10	1	1,280
	軽油		106	40	1	4,240
	その他オイル、電気料		10,000	1	1	10,000
小 計						15,520
小 農 具 費	展開板	枚	13,500	0.2	3	900
	覆土器	枚	10,500	0.2	3	700
	播種板	枚	26,000	0.2	3	1,733
	簡易移植機	台	87,000	0.2	5	3,480
	その他小農具	一式	1,500	1	1	1,500
小 計						8,313
修 繕 費	建物・構築物修繕費		123,400	0.01		1,234
	農機具・車両修繕費		845,080	0.03		25,352
小 計						26,586
そ の 他	小 計					0
流 通 経 費	出荷用資材	ケース	72	700	1	50,400
	出荷経費	ケース	39	700	1	27,300
	運賃	ケース	120	700	1	84,000
	販売手数料		11.7%	942,000	1	110,214
小 計						271,914

5kg/cs

「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数等について」より

作物名	効果要因		区 分	増 収 率		備 考
				範囲	標準	
畑作物	品質向上効果	荷傷み防止効果	ト マ ト す き な い キ は し だ た り み も ぶ な マ い う ゆ ち べ さ こ ね ん か ど ト か り す こ つ い ス ん ぎ ご ん も う し	1~5	2	
				1~3	3	
				1~5	3	
1~2				2		
1~8				4		
1~5				3		
1~5				3		
2~4				2		
2~5				3		
1~5				2		
1~4				3		
1~6				2		
1~5	4					
1~5	3					
1~4	3					
防 塵 効 果					比較地区の事例又は試験データによる。	
そ の 他 効 果						

- (注) ① 上記増収率の標準値については、そのまま利用してもよい。なお、範囲の上限値等標準値以外の値を採用する場合は、調査データ又は試験データからその妥当性を明らかにする。
 ② 立地条件好転効果に関する試験データ集として、農林水産省農林水産技術会議事務局専門別総括検討会議関係資料を基に作物別効果要因別に整理した資料を企画部資源課が保管しているので、必要に応じ問い合わせされるとよい。

② 事業なかりせば水稲単収

再建設整備の場合の立地条件好転に係る機能喪失時の単収の整理で、水稲において「陸稲」の単収を用いる場合、以下の減収率を用いて当該単収を算定することができるものとする。

○ 水稲の用水事業なかりせば単収の算定に用いる減収率 : 58%

(算定式) 事業なかりせば水稲単収 = 水稲の現況単収 × (100 - 事業なかりせば減収率)

4.3 直接被害額の算定

一般資産及び農作物は資産額に浸水深に応じた被害率を用いて被害額を算定するものとし、公共土木施設等は一般資産被害額との比率や単位面積当たり被害額を用いて算定するものとする。

[解説]

一般資産及び農作物については、メッシュごとの最高浸水深に対応する被害率を用いて算定する。

公共土木施設等(公共土木施設、公益事業施設及び農地・農業用施設)については、過去の統計調査における被害額等の実績から、公共土木・公益施設被害額と一般資産被害額との比率及び農地・農業用施設の単位面積当たり被害額を用いて算定する。

以下、4.1.1項で示した資産項目ごとに被害額を算定する。

4.3.1 家屋被害

メッシュ内の階数分布を用いて補正した資産額に浸水深に応じた被害率を乗じて家屋被害額を算定すること。

[解説]

4.2.1項で求めた家屋資産をメッシュ内の階数分布を用いて補正し、表-4.2の被害率を乗じて家屋被害額を算定する。

補正後家屋資産額×被害率

表-4.2 浸水深別被害率

浸水深 地盤勾配	床下	床上					土砂堆積(床上)	
		50cm 未満	50~ 99	100~ 199	200~ 299	300cm 以上	50cm 未満	50cm 以上
Aグループ	0.047	0.189	0.253	0.406	0.592	0.800	0.43	0.785
Bグループ	0.058	0.219	0.301	0.468	0.657	0.843		
Cグループ	0.064	0.235	0.325	0.499	0.690	0.865		

A: 1/1000 未満, B: 1/1000~1/500, C: 1/500 以上

注: 1. 平成5年~平成29年災のうち利用可能な「水害被害実態調査」やハウスメーカー等へのヒアリングに基づき設定した被害率。(ただし、土砂堆積は従来の被害率)

2. 家屋の全半壊についても考慮した数値である。

(1) 被害率適用にあたっての留意事項

1) 床高の設定

居住用家屋、事業所建物のそれぞれの特徴を勘案して床高を設定することとするが、居住用財産については、一般的には建築基準法等との整合からメッシュ水深が45cm以上を床上浸水とする。

2) 地盤勾配

地盤勾配で異なる被害率を適用するのは、氾濫水の流体力の差を考慮したものである。地盤勾配は氾濫区域の地形的な特徴やメッシュ平均地盤高からメッシュごとに設定する。なお、メッシュ平均地盤高をもとに、周辺メッシュとの比高差からメッシュ単位で機械的に勾配を設定すると、周辺に比べて極端に勾配の異なるメッシュが得られることがあり、それが実際の地形を表現していない場合には、より広い範囲で平均する等の操作が必要である。

(2) 家屋資産額補正にあたっての留意事項

アパート・マンションについては、その建物の位置するメッシュの水深が床下に相当する場合、2階以上の住居についてはその被害を受けないことになるので所要の補正を行うこととする。

補正にあたっては、浸水被害を受ける家屋資産を当該メッシュの建物の平均階数等に基づき補正することが望ましい。一般的には浸水は高々数メートルであるので、3階以上の階数部分を無視するならば、次のような補正を行うことも可能である。

また、事業所資産についても階数による補正を行うこととする。

<浸水被害を受ける家屋資産の補正の例>

$$P = P_0 \times \gamma$$

P_0 はメッシュの家屋資産、 γ は補正係数でメッシュの建物の平均階数を

f とするとき、

$$f < 3 \text{ のとき} \quad \gamma = 1.0$$

$$f \geq 3 \text{ のとき} \quad \gamma = 2 / f$$

建物の平均階数は現地の状況等を踏まえ、次の方法等により設定できる。

メッシュデータを用いる方法

国勢調査メッシュデータには、居住階数別世帯数のデータがある。このデータは階数ランクに応じた世帯数であるため、利用にあたっては一定の割り切りが必要であるが、例えば2階までの世帯を被害の対象とするなどにより補正率 γ を設定できる。

<参考>

統計的な指標を用いる場合

(一財)日本建設情報総合センターの既往の調査事例によると、ある区域の建物の平均階数 f と人口および事業所従業員の密度 m には、 $f = f(m) = a + b \cdot m$ なる関係が認められている。このような簡便法で f が推定できる場合には、それを用いることもできる。

4.3.2 家庭用品被害

メッシュ内の階数分布を用いて補正した資産額に浸水深に応じた被害率を乗じ、家庭用品被害額を算定すること。

[解説]

4.2.2項で求めた家庭用品資産額をメッシュ内の階数分布を用いて補正し、自動車を除く家庭用品、自動車について、それぞれ表-4.3.1及び表-4.3.2の被害率を乗じて合算し家庭用品被害額を算定する。

家庭用品被害額＝家庭用品被害額（自動車を除く家庭用品）

＋家庭用品被害額（自動車）

家庭用品被害額（自動車を除く家庭用品）

＝補正後家庭用品資産額（自動車を除く家庭用品）

×被害率（自動車を除く家庭用品）

家庭用品被害額（自動車）

＝家庭用品資産額（自動車）×被害率（自動車）

被害率の適用及び資産額の補正に係る留意事項については、4.3.1項を参照すること。

表-4.3.1 自動車以外の家庭用品の浸水深別被害率

浸水深	床下	床上					土砂堆積（床上）	
		50cm未満	50～99	100～199	200～299	300cm以上	50cm未満	50cm以上
被害率	0.037	0.308	0.533	0.701	0.948	0.977	0.50	0.845

注：平成5年～平成29年災のうち利用可能な「水害被害実態調査」により求められた被害率。（ただし、土砂堆積は従来の被害率）

表-4.3.2 自動車の浸水深別被害率

浸水深	地盤面からの高さ			
	30cm未満	30～49cm	50～69cm	70cm以上
被害率	0	0.1	0.5	1

注：カーディーラー等へのヒアリングに基づき設定した被害率。

4.3.3 事業所償却・在庫資産被害

メッシュ内の階数分布を用いて補正した資産額に浸水深に応じた被害率を乗じて事業所償却・在庫資産被害額を算定すること。

[解説]

4.2.3項で求めた事業所償却・在庫資産額をメッシュ内の階数分布を用いて補正したうえで表-4.4の被害率を乗じて事業所償却・在庫資産被害額を算定する。被害率の適用及び資産額の補正に係る留意事項については、4.3.1項を参照すること。

表-4.4 浸水深別被害率

資産	浸水深	床下	床上					土砂堆積（床上）	
			50cm未満	50～99	100～199	200～299	300cm以上	50cm未満	50cm以上
償却		0.064	0.296	0.573	0.801	0.920	0.940	0.54	0.815
在庫		0.053	0.282	0.440	0.814	0.946	0.975	0.48	0.780

注：平成5年～平成29年災のうち利用可能な「水害被害実態調査」により求められた被害率。（ただし、土砂堆積は従来の被害率）

令和2年 総合単価一覧表(3)

長野県

適用工事	規格	単位	総合単価 (機械施工) BH0.2m ³	特 装 運 搬						算出表番号
				30~50m未満	100m未満	150m未満	200m未満	250m未満	300m未満	
コンクリート擁壁工	σ28=18N/mm ²	m ³	202,700	4,800	5,100	5,600	6,000	6,500	7,000	
トン管工(割栗石20cm内外)	B1200×H500	m	29,100	1,900	2,000	2,100	2,100	2,200	2,400	
	B1200×H600	m	33,400	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	
現場打コンクリート水路	σ28=18N/mm ²	m ³	182,500	5,000	5,300	5,800	6,300	6,700	7,200	
鉄筋コンクリートベンチフレーム工	B200,L2000	m	13,100	300	300	400	400	400	400	
	B250,L2000	〃	14,000	400	400	500	500	500	500	
	B300,L2000	〃	15,300	500	500	500	500	500	600	
	B350,L2000	〃	17,000	600	700	700	700	800	800	
	B400,L2000	〃	19,600	800	800	900	900	1,000	1,000	
	B450,L2000	〃	20,800	900	900	1,000	1,000	1,100	1,100	
	B500,L2000	〃	23,400	1,000	1,100	1,100	1,200	1,200	1,300	
	B550,L2000	〃	0	1,100	1,200	1,200	1,300	1,300	1,400	
	B600,L2000	〃	26,500	1,300	1,300	1,400	1,400	1,500	1,600	
	B650,L2000	〃	0	1,500	1,500	1,600	1,700	1,700	1,800	
	B700,L2000	〃	32,200	1,700	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	
	B800,L2000	〃	36,200	1,900	2,000	2,100	2,200	2,200	2,300	
	B900,L2000	〃	41,900	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,900	
B1000,L2000	〃	46,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	3,300		
鉄筋コンクリートU型工	U300B	〃	22,200	800	800	800	900	900	900	
	U300C	〃	23,800	900	900	900	1,000	1,000	1,100	
	U360A	〃	24,000	900	900	900	1,000	1,000	1,100	
	U360B	〃	25,600	1,000	1,000	1,100	1,100	1,200	1,200	
	U450	〃	30,600	1,300	1,300	1,400	1,400	1,500	1,600	
	U600	〃	41,700	2,000	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	